

平成27年(ネ)第1268号 損害賠償等請求控訴事件

控訴人 豊田泰史

被控訴人 吉田益夫



準備書面(7)

平成28年 6月24日

大阪高等裁判所 第7民事部S2係 御中

控訴人訴訟代理人 弁護士 太田 達也



同 弁護士 重藤 雅之



被控訴人吉田益夫は、和歌山地方裁判所が削除を命じた和ネット掲示板の書き込みや和ネットニュースの記事について、これらを削除するどころか、さらに自ら追加記載を行うとともに他者の記載を認容し(甲59, 60)、新たに記事を追加してきた人物である(甲61)。

和歌山地裁は、直接控訴人の名誉を毀損する記事等に限定して削除を命じたが、そのような方法では、被控訴人吉田益夫自身による名誉毀損行為や、匿名掲示板であることを奇貨としそれに便乗する第三者の名誉毀損行為を止めることができないことは明らかである。

仮にこれが駅前に設置されたホワイトボードにおける名誉毀損事件であれば、最初は個々の書き込みを削除して対応させるにしても、何度も何度も同じような名誉毀損的な記載が繰り返されるといふ事態となれば、設置・管理者に対して、そのようなホワイトボード自体を撤去させるべきと考えるのが一般人の常識的判断である。

これまで主張してきたとおり、被控訴人吉田益夫は、何度も何度も控訴人に対する名誉毀損的行為を繰り返してきたのであるから、同様の違法行為を止めさせる方法として、和ネット掲示板のスレッドそのものや和ネットニュースの記事そのものを削除させることは、一般人の常識に適うものである。

なお、仮に被控訴人自身が作成したスレッドでなくても、そのスレッドにおいていったん被控訴人が名誉毀損行為を行えば、その後はその記載を前提にした書き込みがなされるのであるから、作成者に拘わらずスレッド自体の違法性に違いはなく、作成者が誰であるかという事情はスレッドを削除させるかどうかの判断の主要な要素とすべきではない。

以上